

# 介護職員処遇改善支援補助金支給に関する規則

社会福祉法人 伯方福社会  
特別養護老人ホームはかた寿園

(総則)

第1条 この規則は、介護職員処遇改善支援補助金制度（令和4年2月より施行）に基づいて行うものであり、介護保険事業の介護に携わる従事者の処遇改善に伴う介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護職員処遇改善支援補助金支給対象者は、当法人が経営する介護保険事業所に在籍する従事者であり、雇用形態は問わないものとする。

(介護職員処遇改善支援補助金の支給について)

第3条 別表1に応じて個人ごとに給付割合を算定。毎年4月1日に対象従事者の区分を見直し（令和6年2月及び3月は令和6年2月時点で区分を定める）、対象期間の介護職員処遇改善支援補助金収入合計金額に応じて、職員一人当たりの支給額を算定する。中途採用者については採用時に区分を決定することとする。

準職員については、常勤換算及び、その職務の状況に応じて算定する。

ただし、介護職員処遇改善支援補助金の収入見込み額に増減があった場合は、対象期間の最終月の支給額にて調整を行うこととする。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{介護職員処遇改善支援補助金} \times \frac{\text{個人の給付割合}}{\text{全員の(個人の基本割合} \times \text{常勤割合} \times \text{介護割合)の和}} \\ & (\text{対象期間合計額}) \div \text{対象期間月数} = \text{個人の支給額(月額)} \end{aligned}$$

別表1

区分	介護職員	その他の職員
基本割合	1	0.5
常勤割合	常勤換算率による	常勤換算率による
介護割合	1	0～1.6
資格・経験等	1.1～1.5	—

(支給期間)

第4条 介護職員処遇改善支援補助金の支給期間は、介護職員処遇改善支援補助金制度の実施期間とする。

(支給日)

第5条 介護職員処遇改善支援補助金の支給日は以下のとおりとする。

サービス提供月	支給日
令和6年2月から3月	3月31日
令和6年4月から5月	毎月20日
令和6年6月以降	新制度による

イ. 支給日が金融機関休業日の場合には、前営業日に支給する。

ロ. 対象サービス提供月に在籍し、尚且つ支給日に在籍したものに支給する。

ハ. 令和6年6月以降については、制度変更後の実施予定とする。

(職員への周知)

第6条 現行制度の周知を図るとともに、介護職員処遇改善支援補助金対象者に、説明を実施する。

(制度の変更)

第7条 介護職員処遇改善支援補助金の制度が変更となった場合については、名称を新制度における名称に読み替え本規則を継続することとする。

(その他)

第8条 本規則を改正する必要がある場合は、厚生労働省通知等に基づき、施設長を中心とする管理職において提案し、理事会において承認を得たうえで、施設職員への周知をすることとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は令和4年3月30日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規則は令和6年3月30日から施行する。